

使用前検査申請書

廃炉発官R5第107号  
令和5年10月19日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3

第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る 事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	<p>福島第一原子力発電所</p> <p>サブドレン他水処理施設</p> <p>サブドレン集水設備</p> <p>配管</p> <p>サブドレンピット出口から</p> <p>中継タンク入口まで</p> <p>(ポリエチレン管)</p> <p>(鋼管)</p> <p>※ 実施計画Ⅱ.2.35.2.1 主要仕様参照</p>
実施計画の認可年月日	平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日:令和 5年 3月 23日)
検査を受けようとする工程	構造, 強度又は漏えいに係る試験を することができる状態になった時
	工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 令和 5年 12月 6日 至 令和 6年 1月 25日
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の 使用の開始の予定時期	令和 6年 1月 25日

## 使用前検査合格証即日交付が必要な理由

### ○サブドレンピット No.45 改造工事の目的

サブドレンピット No.45 は、No.4 中継の中で汲み上げ量が多いピットであり、水中の析出物により揚水配管等の詰まりが顕著な状態である。過去、サブドレンピット No.49 にて配管径を増径化した結果、詰まりの抑制に効果が見られたため、サブドレンピット No. 45 の配管径を増径化することにより揚水配管等の詰まり抑制対策を行う。

### ○サブドレンピット No.45 ピットからの汲み上げ停止期間

サブドレンピット No.45 の改造工事に伴い、サブドレンピットから中継タンクまでの配管の交換を実施するため、既設配管撤去から新設配管交換完了までの期間は当該サブドレンピットからの汲み上げが停止する状態となる。

### ○即日交付が必要な理由

当該サブドレンピットは No.4 中継の中で汲み上げ量の多いピットであり、サブドレンピット No.45 改造工事に伴い当該サブドレンピットの汲み上げを停止させた場合、周辺地下水位は上昇し、原子炉建屋等への地下水流入量が増加する。地下水流入により増加した建屋滞留水は、汚染水の増加となり、環境への影響リスクが増大する。

本工事では、サブドレンピットの汲み上げ停止期間を極力短くすることで、地下水位を低く維持し原子炉建屋等への地下水流入量を抑制するため、工事完了後速やかに上記サブドレンピットからの汲み上げを可能とするべく、使用前検査の受検終了後、合格証の即日交付が必要となる。

以上

工事の工程に関する説明書

項目	年月		2023									2024
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	
サブドレン他水処理施設 サブドレン集水設備	▼	—									☆	☆ △

— : 工事期間    ☆ : 使用前検査    △ : 工事完了  
 ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立入制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

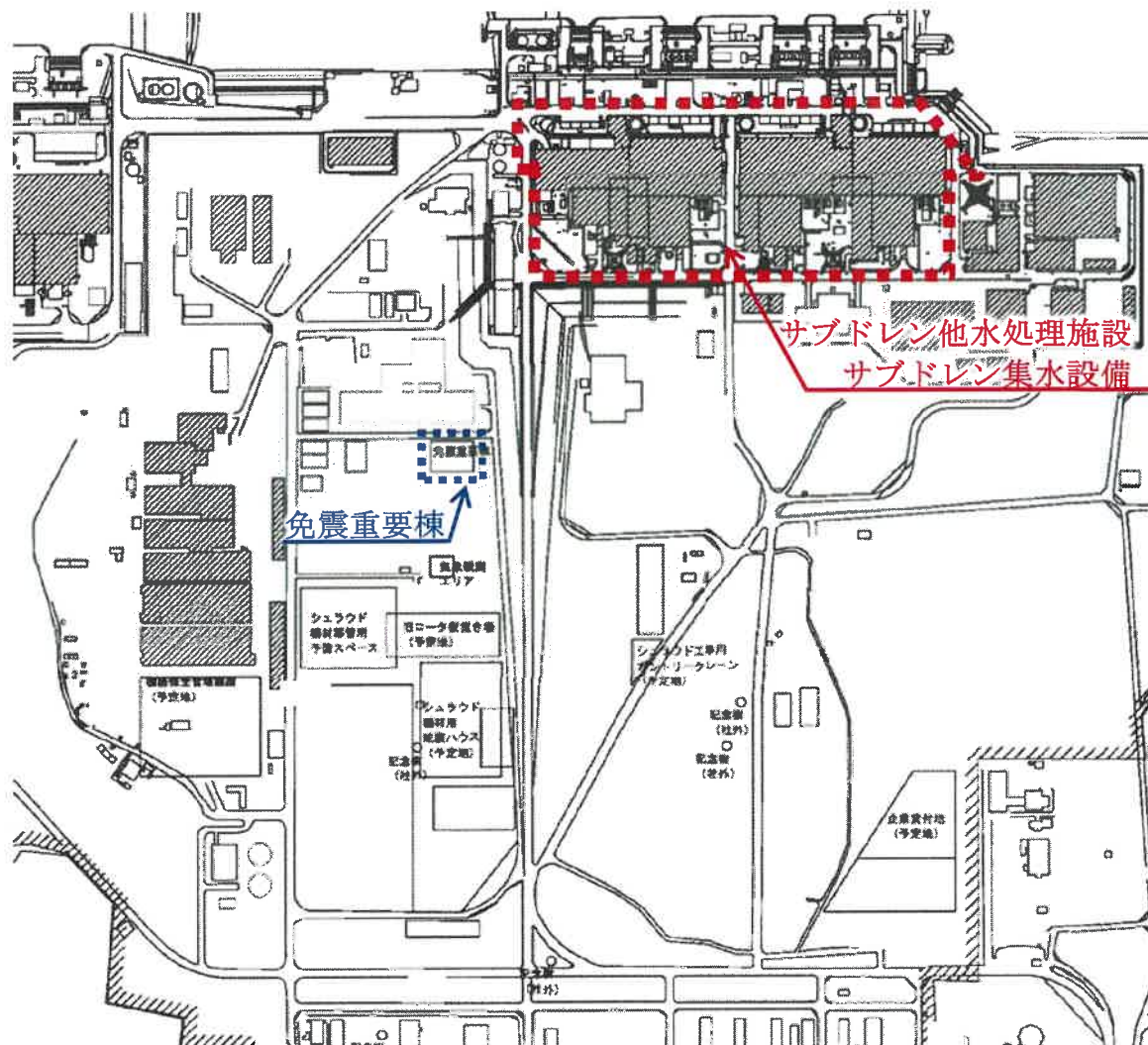
サブドレン集水設備設置エリア：管理対象区域

別添１　：　検査場所図


別添２　：　検査範囲概略図

以　上

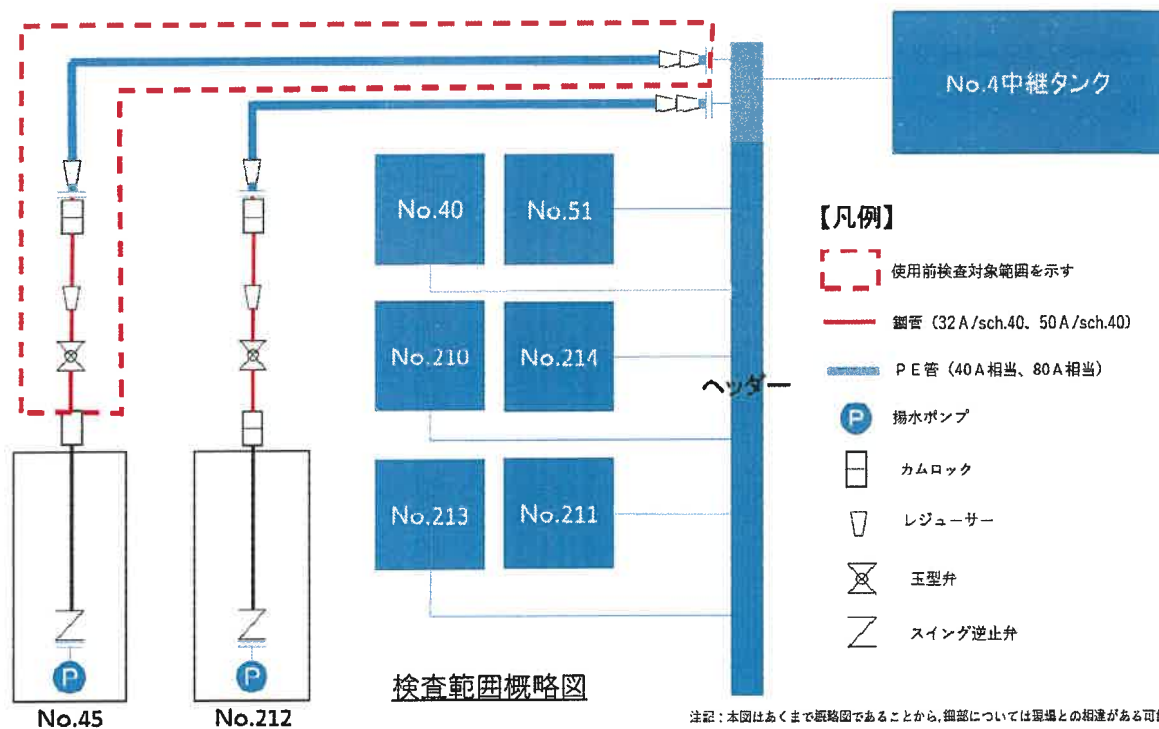
検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所

検査範囲概略図



注記：本図はあくまで概略図であることから、細部については現場との相違がある可能性があります。